



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目

次

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則 1
- 沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則 2
- 沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則 2
- 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 3
- 県立学校処務規程の一部を改正する訓令 3
- 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用
職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令 3

公安委員会事項

- 沖縄県警察の課の設置に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則 4
- 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に
関する法律の施行に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則 6
- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 7
- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則 8
- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 8

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則 9
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 10
- 扶養手当に関する規則の一部を改正する規則 61
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 62
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 69
- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 70
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 71
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 73
- 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部
を改正する規則 74
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則 76
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 77
- 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 83
- 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 84
- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 86
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 86
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 88

選挙管理委員会事項

- 選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示 89

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県教育委員会

教育長

半

嶺

満

沖縄県教育委員会規則第 3 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第33条に次の 1 号を加える。

(14) 沖縄県教育職員免許状再授与審査会

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県教育委員会

教育長

半

嶺

満

沖縄県教育委員会規則第 4 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 4 項第 8 号中「沖縄県適応指導教室」を「沖縄県教育支援センター」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県教育委員会

教育長

半

嶺

満

沖縄県教育委員会規則第 5 号

沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

（沖縄県立高等学校管理規則の一部改正）

第 1 条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第53条第 1 項中「事務長」の次に「、事務主幹」を加え、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 事務主幹は、事務長を補佐し、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。

（沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正）

第 2 条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第48条第 1 項中「事務長」の次に「、事務主幹」を加え、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 事務主幹は、事務長を補佐し、上司の命を受け、重要な特定の事務を処理する。

（沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則の一部改正）

第 3 条 沖縄県立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	学校栄養主査、主任、学 校栄養職員、事務主査、 事務主事、現業職員	事務長（事務長の配置が ない場合にあつては、教 頭）	」	を
「	学校栄養主査、主任、学	事務長（事務長の配置が	」	

校栄養職員、事務主幹、 事務主査、事務主事、現 業職員	ない場合にあっては、教 頭
-----------------------------------	------------------

に
」

改める。

(沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部改正)

第 4 条 沖縄県立学校職員及び県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成28年沖縄県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

11 学校事務に従事 する職員の職務	1 中学校管理規則第29条第 1 項に規定する事務主幹並びに市 町村立小学校及び中学校の事務主幹の属する職制上の段階	事務主幹	を
-----------------------	---	------	---

11 学校事務に従事 する職員の職務	1 高等学校管理規則第53条第 1 項に規定する事務主幹、特別 支援学校管理規則第48条第 1 項に規定する事務主幹及び中学 校管理規則第29条第 1 項に規定する事務主幹並びに市町村立 小学校及び中学校の事務主幹の属する職制上の段階	事務主幹	に
-----------------------	--	------	---

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第 3 号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。
第24号様式の 5（裏）注中「3 歳未満」を「小学校就学の始期に達するまで」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第 4 号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「事務主査」を「事務主幹、事務主査」に改める。

第26条の 2 中「事務主査（事務主査が 2 人以上置かれている場合は、あらかじめ事務長が指定する者）」
を「事務長があらかじめ指定した事務主幹又は事務主査」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第 5 号

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報

酬に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程及び沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第 1 条 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務	を
非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務	

「

非常勤講師	児童生徒の教科指導及びその指導に関する補助的又は定型的な業務	に
副校長・教頭マネジメント支援員	副校長又は教頭の業務に関する補助的又は定型的な業務	
保健指導員	職員の健康相談、保健指導等に関する補助的又は定型的な業務	

改め、同表適応指導教室指導員の項中「適応指導教室指導員」を「教育支援センター支援員」に、「沖縄県適応指導教室」を「沖縄県教育支援センター」に改め、同表幼児教育アドバイザーの項を削り、同表学校問題解決支援コーディネーターの項の次に次のように加える。

架け橋期コーディネーター	幼児期又は架け橋期（子の満 5 歳に達した日の翌日以後における最初の 4 月 1 日から満 7 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日までの 2 年間をいう。）における教育に関する補助的又は定型的な業務
--------------	--

(沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部改正)

第 2 条 沖縄県教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和 2 年沖縄県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条（見出しを含む。）中「第 2 条第 1 項ただし書」を「第 3 条第 1 項ただし書」に改める。

第 3 条の表離島児童生徒支援センター生活指導員の項の次に次のように加える。

副校長・教頭マネジメント支援員	行政職給料表	2 級
-----------------	--------	-----

第 3 条の表適応指導教室指導員の項中「適応指導教室指導員」を「教育支援センター支援員」に改め、同表幼児教育アドバイザーの項を削り、同表学校問題解決支援コーディネーターの項の次に次のように加える。

架け橋期コーディネーター	教育職給料表(3)	2 級
--------------	-----------	-----

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第 6 号

沖縄県警察の課の設置に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の課の設置に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則

(沖縄県公安委員会運営規則の一部改正)

第 1 条 沖縄県公安委員会運営規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「運転免許管理課」を「運転免許課」に改める。

(沖縄県道路交通法施行細則の一部改正)

第 2 条 沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「沖縄県警察本部交通部運転免許試験課長」を「沖縄県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）」に改め、同条第 5 号中「沖縄県警察本部交通部運転免許管理課長（以下「運転免許管理課長」という。）」を「運転免許課長」に改める。

第19条第 1 項及び第19条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定中「運転免許管理課長」を「運転免許課長」に改める。

第31条の 2 第 2 項中「運転免許管理課長」を「運転免許課長」に改める。

様式第16号中「沖縄県公安委員会達（免試）」を「沖縄県公安委員会達（免）」に改める。

様式第16号の 4 から様式第17号の 9 までの規定中「沖公委（免試）」を「沖公委（免）」に改める。

様式第18号の 2 中「沖公委（免管）」を「沖公委（免）」に改める。

(沖縄県公安委員会文書管理規則の一部改正)

第 3 条 沖縄県公安委員会文書管理規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中「運転免許管理課」を「運転免許課」に、「沖縄県公安委員会指令（免管）」を「沖縄県公安委員会指令（免）」に改める。

(特定任意講習の実施に関する規則の一部改正)

第 4 条 特定任意講習の実施に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「沖縄県警察本部交通部運転免許管理課長」を「沖縄県警察本部交通部運転免許課長」に、「運転免許管理課長」を「運転免許課長」に、「認めたもの。」を「認めたもの」に改める。

第12条第 1 項及び第 2 項並びに第13条中「運転免許管理課長」を「運転免許課長」に改める。

(沖縄県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)

第 5 条 沖縄県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「警察本部警務部総務課長」を「警察本部警務部留置管理課長」に改める。

第 4 条第 2 項中「警察本部警務部総務課」を「警察本部警務部留置管理課」に改める。

(緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則の一部改正)

第 6 条 緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則（平成20年沖縄県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「警察本部交通部運転免許管理課長」を「警察本部交通部運転免許課長」に、「運転免許管理課長」を「運転免許課長」に改める。

第11条第 1 項、第13条第 2 項並びに第15条第 3 項及び第 4 項中「運転免許管理課長」を「運転免許課長」に改める。

第16条中「沖縄県警察本部交通部運転免許管理課」を「沖縄県警察本部交通部運転免許課」に改める。

様式第 1 号及び様式第 6 号中

運転免許証への記載内容
(運転免許管理課において記載)

を

運転免許証への記載内容
(運転免許課において記載)

に

改める。

(認知機能検査員講習の実施等に関する規則の一部改正)

第 7 条 認知機能検査員講習の実施等に関する規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「沖縄県警察本部交通部運転免許試験課長」を「沖縄県警察本部交通部運転免許課長」に改める。

(沖縄県飲酒運転根絶条例施行規則の一部改正)

第 8 条 沖縄県飲酒運転根絶条例施行規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「沖縄県警察本部交通部運転免許管理課長」を「沖縄県警察本部交通部運転免許課長」に改める。

(特定講習の実施等に関する規則の一部改正)

第 9 条 特定講習の実施等に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第25条中「警察本部交通部運転免許管理課」を「警察本部交通部運転免許課」に改める。

様式第 4 号、様式第21号、様式第30号及び様式第31号中「沖公委（免管）」を「沖公委（免）」に改める。

(運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規則の一部改正)

第10条 運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定手続等に関する規則（令和 4 年沖縄県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号及び様式第 3 号の 2 中「沖縄県警察本部交通部運転免許試験課」を「沖縄県警察本部交通部運転免許課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際第 6 条の規定による改正前の緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県公安委員会規則第 7 号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県公安委員会

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則

(沖縄県道路交通法施行細則の一部改正)

第 1 条 沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第41号（裏）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県飲酒運転根絶条例施行規則の一部改正)

第 2 条 沖縄県飲酒運転根絶条例施行規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(停止処分者講習の実施等に関する規則の一部改正)

第 3 条 停止処分者講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(違反者講習の実施等に関する規則の一部改正)

第 4 条 違反者講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項第 3 号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(沖縄県運転技能検査の実施に関する規則の一部改正)

第 5 条 沖縄県運転技能検査の実施に関する規則（令和 4 年沖縄県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（高齢者講習の実施等に関する規則の一部改正）

第 6 条 高齢者講習の実施等に関する規則（令和 4 年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習の実施等に関する規則の一部改正）

第 7 条 特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習の実施等に関する規則（令和 5 年沖縄県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第 8 号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「8 課」を「9 課」に、「情報管理課」を「情報管理課
留置管理課」に改める。

第 3 条第11号から第14号までを削る。

第32条を削り、第31条を第32条とし、第30条を第31条とし、第29条を第30条とする。

第28条中「5 課」を「4 課」に、「運転免許管理課」を「運転免許課
運転免許試験課 交通機動隊」に改め、同条を第29条とする。

第27条を第28条とし、第22条から第26条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第21条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号及び第10号を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 刑事企画課に捜査支援分析室を附置し、同室においては、次の事務を処理するものとする。

- (1) 犯罪捜査の支援及び情報分析に関する企画、指導及び調整に関すること。
- (2) 犯罪統計に関すること。
- (3) 犯罪捜査の支援の実施に関すること。
- (4) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。

第21条を第22条とし、第15条から第20条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第14条第 8 号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に、「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第 1 項第 4 号中「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」を「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (13) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。
- (14) 犯罪の予防一般に関すること。
- (15) ちゅうちな一安全なまちづくり条例（平成15年沖縄県条例第47号）の施行に係る総合調整に関すること。

第12条第 2 項を削り、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の 1 条を加える。

（留置管理課）

第11条 留置管理課においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 留置業務に関する調査、研究、指導及び企画に関すること。
- (2) 留置施設の管理に関すること。
- (3) 被留置者の処遇及び護送に関すること。
- (4) 沖縄県留置施設視察委員会に関すること。

第33条を次のように改める。

(運転免許課)

第33条 運転免許課においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 運転免許及び運転免許試験に関すること。
- (2) 運転免許の取消し、停止等に関すること。
- (3) 運転免許に係る講習に関すること。
- (4) 自動車教習所に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事務についての技術的研究に関する企画及び指導に関すること。

第51条第1項中「安全なまちづくり推進室」を「捜査支援分析室」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第 9 号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表宜野湾警察署の部普天間交番の項所管区の欄を次のように改める。

宜野湾市字野嵩、野嵩一丁目、野嵩二丁目、野嵩三丁目、野嵩四丁目、字普天間、普天間一丁目、普天間二丁目、字新城、新城一丁目、新城二丁目、字喜友名、喜友名一丁目、喜友名二丁目、字赤道、赤道一丁目、赤道二丁目、上原一丁目、上原二丁目、字安仁屋、中城村字登又、字新垣

別表宜野湾警察署の部野嵩交番の項を削る。

別表沖縄警察署の部美浜警備派出所の項を削る。

別表嘉手納警察署の部読谷交番の項中「読谷村字波平」を「読谷村字楚辺」に改める。

別表うるま警察署の部赤道交番の項中「、字川田、字塩屋」及び「、字州崎」を削り、同部屋慶名交番の項中「うるま市勝連南風原」を「うるま市字川田、字塩屋、字州崎、勝連南風原」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第10号

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「257人」を「258人」に改め、同条第 3 号中「4 人」を「3 人」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第2号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1アの表4級の項中「事務長」を「事務長 事務主幹」に改め、同表5級の項中「規模の大きい学校の事務長に限る。）」を「人事委員会の定める事務長に限る。）」事務主幹」に改め、同表6級の項中「広報監」を「広報監 公文書管理審査監」に、「財政企画監」を「財政企画監 PPP/PFI推進監」に、「看護専門監」を「看護専門監 感染症対策監」に、「総務事務センター室長」を「総務事務センター室長 本庁舎改修推進室長」に、「しまくとうば普及推進室長」を「しまくとうば普及推進室長 国スポ・全スポ準備室長」に、「特別支援教育室長 教育DX推進室長」を「特別支援教育室長」に改め、同表7級の項中「広報監」を「広報監 公文書管理審査監」に、「財政企画監」を「財政企画監 PPP/PFI推進監」に、「看護専門監」を「看護専門監 感染症対策監」に、「総務事務センター室長」を「総務事務センター室長 本庁舎改修推進室長」に、「しまくとうば普及推進室長」を「しまくとうば普及推進室長 国スポ・全スポ準備室長」に、「特別支援教育室長 教育DX推進室長」を「特別支援教育室長」に改め、別表第1オの表4級の項中「研究主幹」を「研究主幹 支援主幹」に改め、別表第1キの表5級の項及び6級の項中「主幹」を「主幹 支援主幹」に改め、別表第1クの表4級の項中「主幹」を「主幹 支援主幹」に改め、同表5級の項中

知事の事務部局	保健主幹 主幹	を
知事の事務部局	保健主幹 主幹 支援主幹	に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表4種の項中「広報監」を「広報監 公文書管理審査監」に、「財政企画監」を「財政企画監 PPP/PFI推進監」に、「看護専門監」を「看護専門監 感染症対策監」に、「総務事務センター室長」を「総務事務センター室長 本庁舎改修推進室長」に、「しまくとうば普及推進室長」を「しまくとうば普及推進室長 国スポ・全スポ準備室長」に改め、別表第3項の表4種の項中「特別支援教育室長 教育DX推進室長」を「特別支援教育室長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「広報監」を「広報監 公文書管理審査監」に、「財政企画監」を「財政企画監 PPP/PFI推進監」に、「看護専門監」を「看護専門監 感染症対策監」に、「総務事務センター室長」を「総務事務センター室長 本庁舎改修推進室長」に、「しまくとうば普及推進室長」を「しまくとうば普及推進室長 国スポ・全スポ準備室長」に、「館長 分館長」を「館長 副参事 分館長」に、「土地改良班の班長 計画用地班の班長」を「管理指導班の班長 総務換地班の班長」に改め、同表教育庁の項中「特別支援教育室長 教育DX推進室長」を「特別支援教育室長」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第 4 条 特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項中「管理班、施設班、水質管理班」を「流域マネジメント班、管理班、施設班」に改める。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第 3 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中	高校 2 卒		11	を
		中学卒	9	

「

高校 2 卒		11
--------	--	----

」に改める。

第14条第 1 項中「 4（新たに職員となつた者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの又は第34条に規定する職員であるときは、 3）」を「別表第 7 の 3 アに定める行政職給料表 7 級以下職員等昇給号給数表の C 欄の上段に掲げる号給数（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの又は第34条の 2 各号に掲げる職員にあつては、別表第 7 の 3 イに定める行政職給料表 8 級以上職員等昇給号給数表の C 欄に掲げる号給数）」に改める。

第34条中「占める職員」の次に「（次条に掲げる職員を除く。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。
（行政職給料表の 8 級以上の職員に相当する職員）

第34条の 2 条例第 7 条第 5 項第 2 号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの

(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの

(3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの
- 第40条中「降号した日の前日に受けていた号給より 2 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。」に改め、同条に次の 2 号を加える。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号給より 2 号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び第34条の 2 各号に掲げる職員 降号した日の前日に受けていた号給より 1 号給下位の号給
- 別表第 2 のウを次のように改める。
- ウ 海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
船員	大学卒	3 級 1 号給
	短大卒	2 級11号給

	高校卒	2 級 1 号給
船舶の乗組員	高校卒	1 級 5 号給

別表第 4 及び別表第 5 を次のように改める。

別表第 4 (第14条の 2 関係)

経 験 年 数 換 算 表

経 歴		換 算 率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下）

別表第 5 (第14条の 2 関係)

経 験 年 数 調 整 表

学歴区分 (甲)	学歴免許等の区分															
	基準学歴区分			学歴区分 (乙)												
	大学卒	短大卒	高校卒	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+ 5 年	+ 6. 5 年	+ 9 年	－ 1 年		+ 3 年	+ 3 年	+ 3 年	+ 4 年	+ 5 年	+ 6 年	+ 6. 5 年	+ 8 年	+ 8 年	+ 9 年	+ 10 年
修士課程修了	+ 2 年	+ 3. 5 年	+ 6 年	－ 4 年	－ 3 年				+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 3. 5 年	+ 5 年	+ 5 年	+ 6 年	+ 7 年
専門学位課程修了	+ 2 年	+ 3. 5 年	+ 6 年	－ 4 年	－ 3 年				+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 3. 5 年	+ 5 年	+ 5 年	+ 6 年	+ 7 年

大学 6 卒	+ 2 年	+ 3. 5 年	+ 6 年	－ 4 年	－ 3 年				+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 3. 5 年	+ 5 年	+ 5 年	+ 6 年	+ 7 年
大学 専攻 科卒	+ 1 年	+ 2. 5 年	+ 5 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 1 年	－ 1 年	－ 1 年		+ 1 年	+ 2 年	+ 2. 5 年	+ 4 年	+ 4 年	+ 5 年	+ 6 年
大学 4 卒		+ 1. 5 年	+ 4 年	－ 6 年	－ 5 年	－ 2 年	－ 2 年	－ 2 年	－ 1 年		+ 1 年	+ 1. 5 年	+ 3 年	+ 3 年	+ 4 年	+ 5 年
短大 3 卒	－ 1 年	+ 0. 5 年	+ 3 年	－ 7 年	－ 6 年	－ 3 年	－ 3 年	－ 3 年	－ 2 年	－ 1 年		+ 0. 5 年	+ 2 年	+ 2 年	+ 3 年	+ 4 年
短大 2 卒	－ 2 年	－ 0. 5 年	+ 2 年	－ 8 年	－ 7 年	－ 4 年	－ 4 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2 年	－ 1 年	－ 0. 5 年	+ 1 年	+ 1 年	+ 2 年	+ 3 年
短大 1 卒	－ 3 年	－ 1. 5 年	+ 1 年	－ 9 年	－ 8 年	－ 5 年	－ 5 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2 年	－ 1. 5 年			+ 1 年	+ 2 年
高校 専攻 科卒	－ 3 年	－ 1. 5 年	+ 1 年	－ 9 年	－ 8 年	－ 5 年	－ 5 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2 年	－ 1. 5 年			+ 1 年	+ 2 年
高校 3 卒	－ 4 年	－ 2. 5 年		－ 10 年	－ 9 年	－ 6 年	－ 6 年	－ 6 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2. 5 年	－ 1 年	－ 1 年		+ 1 年
高校 2 卒	－ 5 年	－ 3. 5 年	－ 1 年	－ 11 年	－ 10 年	－ 7 年	－ 7 年	－ 7 年	－ 6 年	－ 5 年	－ 4 年	－ 3. 5 年	－ 2 年	－ 2 年	－ 1 年	
中学 卒	－ 7 年	－ 5. 5 年	－ 3 年	－ 13 年	－ 12 年	－ 9 年	－ 9 年	－ 9 年	－ 8 年	－ 7 年	－ 6 年	－ 5. 5 年	－ 4 年	－ 4 年	－ 3 年	－ 2 年

備考

- 1 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「＋」の年数は加える年数を、「－」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限 4 年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ 1 年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について人事委員会が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、人事委員会が別に定めるところによる。

別表第 7 から別表第 7 の 3 までは次のように改める。

別表第 7（第 22 条関係）

昇 格 時 号 給 対 応 表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級

1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	
44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		

51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46					
87	35	47	46					
88	35	48	46					
89	35	48	47					
90	36	48	47					
91	36	48	47					
92	36	48	47					
93	37	49	47					
94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					

101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

イ 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4

22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5
38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	

72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		
79	70	67	55	47	69	41		
80	70	68	56	48	70	42		
81	71	69	57	49	71	42		
82	71	70	58	49	72	42		
83	72	71	59	50	73	43		
84	72	72	60	50	74	43		
85	73	73	61	51	75	43		
86	74	74	62	51				
87	75	75	63	52				
88	76	76	64	52				
89	77	77	65	53				
90	78	78	66	53				
91	79	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				
95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	89	78	58				
103	91	90	79	59				
104	92	90	80	60				
105	93	91	81	60				
106	93	91	82	60				
107	93	92	83	60				
108	94	92	84	60				
109	94	93	85	60				
110	94	94	85	60				
111	95	95	86	60				
112	95	96	86	60				
113	95	97	87	61				
114	96	98	87	61				
115	96	99	88	61				
116	96	100	88	61				
117	97	101	89	61				
118	97	101	89	61				
119	98	101	90	61				
120	98	102	90	61				
121	99	102	91	61				

122	99	102	91					
123	100	103	92					
124	100	103	92					
125	101	103	92					
126		104	92					
127		104	92					
128		104	92					
129		105	92					
130		105	92					
131		105	92					
132		106	92					
133		106	93					
134		106	93					
135		107	93					
136		107	93					
137		107	93					
138		108	94					
139		108	95					
140		108	96					
141		109	96					
142		109						
143		110						
144		110						
145		111						

ウ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	1	1	1	1	1
11	7	1	1	1	1	1
12	8	1	1	1	1	1
13	9	1	1	1	1	1
14	10	1	1	1	1	1
15	11	1	1	1	1	1
16	12	1	1	1	1	1
17	13	1	1	1	1	1
18	14	1	1	1	2	1
19	15	1	1	1	3	1
20	16	1	1	1	4	1
21	17	1	1	1	5	1

22	17	2	2	2	6	1
23	18	3	3	3	7	2
24	18	4	4	4	8	2
25	19	5	5	5	9	3
26	19	6	6	6	10	3
27	20	7	7	7	11	4
28	20	8	8	8	12	4
29	21	9	9	9	13	5
30	22	10	10	9	14	5
31	23	11	11	10	15	5
32	24	12	12	10	16	6
33	25	13	13	11	17	6
34	25	13	14	11	18	6
35	26	13	15	12	19	7
36	26	14	16	12	20	7
37	27	14	17	13	21	7
38	27	14	17	13	22	8
39	28	15	17	14	23	8
40	28	15	18	14	24	8
41	29	15	18	15	25	9
42	29	16	18	15	25	9
43	30	16	19	16	25	9
44	30	16	19	16	25	9
45	31	17	19	17	26	9
46	31	17	20	18	26	9
47	32	17	20	19	26	10
48	32	17	20	20	26	10
49	33	17	21	21	27	10
50	33	18	21	21	27	10
51	34	18	21	22	27	10
52	34	18	22	22	27	10
53	35	18	22	23	28	11
54	35	18	22	23	28	11
55	36	19	22	24	28	11
56	36	19	23	24	28	11
57	37	19	23	25	29	11
58	38	19	23	25	29	11
59	39	19	23	25	30	12
60	40	20	24	25	30	12
61	41	20	24	26	31	12
62	41	20	24	26	31	
63	42	20	24	26	32	
64	42	20	25	26	32	
65	43	21	25	27	32	
66	43	21	25	27	32	
67	44	22	26	27	32	
68	44	22	26	27	33	
69	45	23	27	28	33	
70	45			28	33	
71	46			28	33	

72	46			28	33	
73	47			29	34	
74				29	34	
75				29	34	
76				29	34	
77				30	34	
78				30	35	
79				30	35	
80				30	35	
81				30	36	
82				30		
83				31		
84				31		
85				31		
86				31		
87				31		
88				31		
89				32		
90				32		
91				32		
92				32		
93				32		
94				32		
95				33		
96				33		
97				33		

エ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1

20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	1	1
31	11	1	1	1
32	12	1	1	1
33	13	1	1	1
34	14	1	1	1
35	15	1	1	1
36	16	1	1	1
37	17	1	1	1
38	18	2	1	1
39	19	3	1	1
40	20	4	1	1
41	21	5	1	1
42	22	6	1	2
43	23	7	1	3
44	24	8	1	4
45	25	9	1	5
46	25	10	1	6
47	26	11	1	7
48	26	12	1	8
49	27	13	1	9
50	27	14	1	9
51	28	15	1	10
52	28	16	1	10
53	29	17	1	11
54	29	18	1	11
55	30	19	1	12
56	30	20	1	12
57	31	21	1	13
58	31	22	1	13
59	32	23	1	14
60	32	24	1	14
61	33	25	1	15
62	33	26	1	
63	34	27	1	
64	34	28	1	
65	35	29	1	
66	35	30	1	
67	36	31	1	
68	36	32	1	
69	37	33	1	

70	37	34	2	
71	38	35	3	
72	38	36	4	
73	39	37	5	
74	39	38	6	
75	40	39	7	
76	40	40	8	
77	41	41	9	
78	41	42	10	
79	42	43	11	
80	42	44	12	
81	43	45	13	
82	43	46	14	
83	44	47	15	
84	44	48	16	
85	45	49	17	
86	45	50	18	
87	46	51	19	
88	46	52	20	
89	47	53	21	
90	47	54	22	
91	48	55	23	
92	48	56	24	
93	49	57	25	
94	49	58	26	
95	50	59	27	
96	50	60	28	
97	51	61	29	
98	51	62	29	
99	52	63	30	
100	52	64	30	
101	53	65	31	
102	53	66	31	
103	54	67	32	
104	54	68	32	
105	55	69	33	
106	55	69	34	
107	56	70	35	
108	56	70	36	
109	57	71	37	
110	57	71	37	
111	57	72	38	
112	57	72	38	
113	58	73	39	
114	58	73	39	
115	58	74	40	
116	58	74	40	
117	59	75	41	
118	59	75	41	
119	59	76	41	

120	59	76	41	
121	60	77	41	
122	60	77	41	
123	60	77	41	
124	60	77	42	
125	61	77	42	
126	61	78	42	
127	61	78	42	
128	61	78	42	
129	61	78	42	
130	61	78	42	
131	62	79	43	
132	62	79	43	
133	62	79	43	
134	62	79	43	
135	62	79	43	
136	62	80	43	
137	63	80	43	
138	63	80	43	
139	63	80	43	
140	63	80	43	
141	63	81	43	
142	63	81	43	
143	64	82	44	
144	64	82	44	
145	64	83	44	
146	64			
147	64			
148	64			
149	65			
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

オ 教育職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1

13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	1	1	1
42	34	1	1	1
43	35	1	1	1
44	36	1	1	1
45	37	1	1	1
46	37	1	1	1
47	38	1	1	1
48	38	1	1	1
49	39	1	1	1
50	39	2	1	1
51	40	3	1	1
52	40	4	1	1
53	41	5	1	1
54	41	6	1	1
55	42	7	1	1
56	42	8	1	1
57	43	9	1	1
58	43	10	1	1
59	44	11	1	1
60	44	12	1	1
61	45	13	1	1
62	45	14	2	2

63	46	15	3	3
64	46	16	4	4
65	47	17	5	4
66	47	18	6	4
67	48	19	7	4
68	48	20	8	4
69	49	21	9	5
70	49	22	10	5
71	50	23	11	5
72	50	24	12	5
73	51	25	13	5
74	51	26	14	6
75	52	27	15	6
76	52	28	16	6
77	53	29	17	6
78	53	30	18	6
79	53	31	19	7
80	54	32	20	7
81	54	33	21	7
82	54	34	22	
83	55	35	23	
84	55	36	24	
85	55	37	25	
86	56	38	26	
87	56	39	27	
88	56	40	28	
89	57	41	29	
90	57	42	30	
91	58	43	31	
92	58	44	32	
93	59	45	33	
94	59	46	34	
95	60	47	35	
96	60	48	36	
97	61	49	37	
98	61	50	38	
99	61	51	39	
100	61	52	40	
101	62	53	41	
102	62	54	42	
103	62	55	43	
104	62	56	44	
105	63	57	45	
106	63	58	45	
107	63	59	46	
108	63	60	46	
109	64	61	47	
110	64	62	47	
111	64	63	48	
112	64	64	48	

113	65	65	49	
114	65	65	50	
115	65	66	51	
116	65	66	52	
117	66	67	53	
118	66	67	54	
119	66	68	55	
120	66	68	56	
121	67	69	57	
122	67	70	57	
123	67	71	58	
124	67	72	58	
125	68	73	59	
126		74	59	
127		75	60	
128		76	60	
129		77	61	
130		77	61	
131		78	61	
132		78	62	
133		78	62	
134		78	62	
135		79	62	
136		79	62	
137		79	62	
138		79	62	
139		80	62	
140		80	62	
141		80	62	
142		80	62	
143		81	62	
144		81	62	
145		81	62	
146		81	62	
147		82	62	
148		82	62	
149		82	62	
150		82	62	
151		83	62	
152		83	62	
153		83	63	
154		84	63	
155		84	63	
156		84	63	
157		85	64	

カ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級

1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7

52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	
59	28	12	24	
60	28	12	24	
61	29	13	25	
62	29	13	25	
63	29	14	26	
64	30	14	26	
65	30	15	26	
66	30	15	26	
67	31	16	27	
68	31	16	27	
69	31	17	27	
70	32	17	28	
71	32	17	28	
72	32	18	28	
73	33	18	29	
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		
100	48	28		
101	49	29		

102	50	29		
103	51	29		
104	52	30		
105	53	30		
106	53	30		
107	53	30		
108	54	30		
109	54	31		
110	54	31		
111	55	31		
112	55	31		
113	55	31		
114	56	32		
115	56	32		
116	56	32		
117	57	32		
118	57	32		
119	58	33		
120	58	33		
121	59	33		

キ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2

27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	

77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

ク 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9

38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	
55	30	35	43	30	26	
56	30	36	44	30	26	
57	31	37	45	31	27	
58	31	38	46	31	27	
59	32	39	47	32	28	
60	32	40	48	32	28	
61	33	41	49	33	28	
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		

88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		
94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

ケ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1

25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30

75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	
87	66	59	75	58	
88	66	60	76	58	
89	67	61	77	59	
90	67	62	78	59	
91	68	63	79	60	
92	68	64	80	60	
93	69	65	81	60	
94	70	66	81	60	
95	71	67	82	61	
96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	81	79	91		
114	82	80	91		
115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	82	81	92		
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			

125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

- 備考 1 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。
- 2 エ又はオの表の特2級である職員を3級に昇格させた場合におけるそれぞれの表の適用については、第22条第1項中「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは「特2級に昇格した日の前日に受けていた職務の級の号給に、その者が特2級に昇格した日以後に受けた号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えてそれぞれの表の規定を適用する。

別表第7の2（第23条の2関係）

降 格 時 号 給 対 応 表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	33	21	21	9	13	17	12	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4
5	35	25	25	13	17	22	45	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9
8	39	28	28	16	20	28	45	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9
10	42	30	30	18	22	32		
11	43	31	31	19	23	34		
12	44	32	32	20	24	36		
13	45	33	33	21	25	40		
14	46	34	34	22	26	44		
15	47	35	35	23	27	65		
16	48	36	36	24	28	72		
17	49	37	37	25	29	73		
18	50	38	38	26	30	73		
19	51	39	39	27	31	73		
20	52	40	40	28	32	73		
21	54	41	41	29	33	73		
22	56	42	42	30	34	73		
23	58	43	43	31	35	73		
24	60	44	44	32	36	73		
25	62	45	45	33	37	73		
26	64	46	46	34	38	73		
27	66	47	47	35	39	73		
28	68	48	48	36	40	73		
29	71	49	49	37	42	73		
30	74	50	50	38	44	73		
31	77	51	51	39	46	73		
32	80	52	52	40	48	73		
33	83	54	53	41	50	73		
34	86	56	54	42	52	73		
35	89	58	55	43	54	73		
36	92	60	56	44	56	73		
37	93	61	59	45	58	73		
38	93	62	62	46	68	73		
39	93	63	65	47	80	73		
40	93	64	68	48	84	73		
41	93	66	71	49	85	73		
42	93	68	74	50	85	73		
43	93	70	77	51	85	73		
44	93	72	80	52	85	73		

45	93	77	84	53	85	73		
46	93	82	88	54	85			
47	93	87	95	55	85			
48	93	92	102	56	85			
49	93	97	109	57	85			
50	93	102	109	58	85			
51	93	107	109	59	85			
52	93	116	109	60	85			
53	93	125	109	61	85			
54	93	125	109	62	85			
55	93	125	109	63	85			
56	93	125	109	64	85			
57	93	125	109	65	85			
58	93	125	109	66	85			
59	93	125	109	67	85			
60	93	125	109	72	85			
61	93	125	109	77	85			
62	93	125	109	80	85			
63	93	125	109	81	85			
64	93	125	109	82	85			
65	93	125	109	83	85			
66	93	125	109	84	85			
67	93	125	109	85	85			
68	93	125	109	85	85			
69	93	125	109	85	85			
70	93	125	109	85	85			
71	93	125	109	85	85			
72	93	125	109	85	85			
73	93	125	109	85	85			
74	93	125	109	85				
75	93	125	109	85				
76	93	125	109	85				
77	93	125	109	85				
78	93	125	109	85				
79	93	125	109	85				
80	93	125	109	85				
81	93	125	109	85				
82	93	125	109	85				
83	93	125	109	85				
84	93	125	109	85				
85	93	125	109	85				
86	93	125						
87	93	125						
88	93	125						
89	93	125						
90	93	125						
91	93	125						
92	93	125						
93	93	125						
94	93	125						

95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						
100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93							
111	93							
112	93							
113	93							
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	21	29	9	13	17	13
2	10	13	22	30	10	14	18	17
3	10	13	23	31	11	15	19	20
4	11	14	24	32	12	16	20	27
5	12	15	25	33	13	17	21	45
6	13	16	26	34	14	18	22	45
7	14	17	27	35	15	19	23	45
8	15	18	28	36	16	20	24	45
9	16	19	29	37	17	21	25	45
10	17	20	30	38	18	22	26	
11	18	22	31	39	19	23	27	
12	19	23	32	40	20	24	28	
13	20	24	33	41	21	25	29	
14	21	25	34	42	22	26	30	

15	22	26	35	43	23	27	31	
16	23	27	36	44	24	28	32	
17	24	28	37	45	25	29	33	
18	25	30	38	46	26	30	34	
19	27	30	39	47	27	31	35	
20	28	32	40	48	28	32	36	
21	29	33	41	49	29	33	37	
22	29	34	42	50	30	34	38	
23	30	35	43	51	31	35	39	
24	31	36	44	52	32	36	40	
25	33	37	45	53	33	37	42	
26	33	38	46	54	34	38	44	
27	34	39	47	55	35	39	46	
28	35	40	48	56	36	40	56	
29	37	41	49	57	37	41	67	
30	38	42	50	58	38	42	70	
31	39	43	51	59	39	43	73	
32	40	44	52	60	40	44	73	
33	41	45	53	61	41	45	73	
34	42	46	54	62	42	46	73	
35	43	47	55	63	43	47	73	
36	44	48	56	64	44	48	73	
37	45	49	57	66	45	51	73	
38	46	50	58	68	46	54	73	
39	47	51	59	70	47	57	73	
40	48	52	60	72	48	67	73	
41	49	53	61	73	49	79	73	
42	50	54	62	74	50	82	73	
43	51	55	63	75	51	85	73	
44	52	56	64	76	52	85	73	
45	53	57	65	77	53	85	73	
46	54	58	66	78	54	85		
47	55	59	67	79	55	85		
48	56	60	68	80	56	85		
49	57	61	70	82	57	85		
50	58	62	72	84	58	85		
51	59	63	74	86	59	85		
52	60	64	76	88	60	85		
53	61	65	77	91	61	85		
54	62	66	78	94	62	85		
55	63	67	79	97	63	85		
56	64	68	80	100	64	85		
57	65	69	81	101	65	85		
58	66	70	82	102	66	85		
59	67	71	83	103	67	85		
60	68	72	84	112	70	85		
61	69	73	85	121	71	85		
62	70	74	86	121	72	85		
63	71	75	87	121	73	85		
64	72	76	88	121	74	85		

65	73	77	89	121	75	85		
66	74	78	90	121	76	85		
67	75	79	91	121	77	85		
68	76	80	92	121	78	85		
69	78	81	93	121	79	85		
70	80	82	94	121	80	85		
71	82	83	95	121	81	85		
72	84	84	96	121	82	85		
73	85	85	97	121	83	85		
74	86	86	98	121	84			
75	87	87	99	121	85			
76	88	88	100	121	85			
77	89	89	101	121	85			
78	90	90	102	121	85			
79	91	91	103	121	85			
80	92	92	104	121	85			
81	93	93	105	121	85			
82	94	94	106	121	85			
83	95	95	107	121	85			
84	96	96	108	121	85			
85	97	97	110	121	85			
86	98	98	112					
87	99	99	114					
88	100	100	116					
89	101	102	118					
90	102	104	120					
91	103	106	122					
92	104	108	132					
93	107	109	137					
94	110	110	138					
95	113	111	139					
96	116	112	141					
97	118	113	141					
98	120	114	141					
99	122	115	141					
100	124	116	141					
101	125	119	141					
102	125	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					

115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145						
123	125	145						
124	125	145						
125	125	145						
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ウ 海事職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	5	21	21	21	17	22
2	6	22	22	22	18	24
3	7	23	23	23	19	26
4	8	24	24	24	20	28
5	9	25	25	25	21	31
6	10	26	26	26	22	34
7	11	27	27	27	23	37
8	12	28	28	28	24	40
9	13	29	29	30	25	46
10	14	30	30	32	26	52
11	15	31	31	34	27	58
12	16	32	32	36	28	61
13	17	35	33	38	29	61
14	18	38	34	40	30	61
15	19	41	35	42	31	61

16	20	44	36	44	32	61
17	22	49	39	45	33	61
18	24	54	42	46	34	61
19	26	59	45	47	35	61
20	28	64	48	48	36	61
21	29	66	51	50	37	61
22	30	68	55	52	38	61
23	31	69	59	54	39	61
24	32	69	63	56	40	61
25	34	69	66	60	44	61
26	36	69	68	64	48	61
27	38	69	69	68	52	61
28	40	69	69	72	56	61
29	42	69	69	76	58	61
30	44	69	69	82	60	61
31	46	69	69	88	62	61
32	48	69	69	94	67	61
33	50	69	69	97	72	61
34	52	69	69	97	77	61
35	54	69	69	97	80	61
36	56	69	69	97	81	61
37	57	69	69	97	81	61
38	58	69	69	97	81	61
39	59	69	69	97	81	61
40	60	69	69	97	81	61
41	62	69	69	97	81	61
42	64	69	69	97	81	
43	66	69	69	97	81	
44	68	69	69	97	81	
45	70	69	69	97	81	
46	72	69	69	97	81	
47	73	69	69	97	81	
48	73	69	69	97	81	
49	73	69	69	97	81	
50	73	69	69	97	81	
51	73	69	69	97	81	
52	73	69	69	97	81	
53	73	69	69	97	81	
54	73	69	69	97	81	
55	73	69	69	97	81	
56	73	69	69	97	81	
57	73	69	69	97	81	
58	73	69	69	97	81	
59	73	69	69	97	81	
60	73	69	69	97	81	
61	73	69	69	97	81	
62	73	69	69	97		
63	73	69	69	97		
64	73	69	69	97		
65	73	69	69	97		

66	73	69	69	97		
67	73	69	69	97		
68	73	69	69	97		
69	73	69	69	97		
70			69	97		
71			69	97		
72			69	97		
73			69	97		
74			69	97		
75			69	97		
76			69	97		
77			69	97		
78			69	97		
79			69	97		
80			69	97		
81			69	97		
82			69			
83			69			
84			69			
85			69			
86			69			
87			69			
88			69			
89			69			
90			69			
91			69			
92			69			
93			69			
94			69			
95			69			
96			69			
97			69			

エ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級 (3 級から)	特 2 級	3 級
1	21	37 (69)	29	41
2	22	38 (70)	30	42
3	23	39 (71)	31	43
4	24	40 (72)	32	44
5	25	41 (73)	33	45
6	26	42 (74)	34	46
7	27	43 (75)	35	47
8	28	44 (76)	36	48
9	29	45 (77)	37	50
10	30	46 (78)	38	52
11	31	47 (79)	39	54
12	32	48 (80)	40	56
13	33	49 (81)	41	58
14	34	50 (82)	42	60

15	35	51 (83)	43	61
16	36	52 (84)	44	61
17	37	53 (85)	45	61
18	38	54 (86)	46	61
19	39	55 (87)	47	61
20	40	56 (88)	48	61
21	41	57 (89)	49	61
22	42	58 (90)	50	
23	43	59 (91)	51	
24	44	60 (92)	52	
25	46	61 (93)	53	
26	48	62 (94)	54	
27	50	63 (95)	55	
28	52	64 (96)	56	
29	54	65 (98)	57	
30	56	66 (100)	58	
31	58	67 (102)	59	
32	60	68 (104)	60	
33	62	69 (105)	61	
34	64	70 (106)	62	
35	66	71 (107)	63	
36	68	72 (108)	64	
37	70	73 (110)	65	
38	72	74 (112)	66	
39	74	75 (114)	67	
40	76	76 (116)	68	
41	78	77 (123)	69	
42	80	78 (130)	70	
43	82	79 (142)	71	
44	84	80 (145)	72	
45	86	81 (145)	74	
46	88	82 (145)	76	
47	90	83 (145)	78	
48	92	84 (145)	80	
49	94	85 (145)	81	
50	96	86 (145)	82	
51	98	87 (145)	83	
52	100	88 (145)	84	
53	102	89 (145)	87	
54	104	90 (145)	90	
55	106	91 (145)	93	
56	108	92 (145)	96	
57	112	93 (145)	99	
58	116	94 (145)	102	
59	120	95 (145)	105	
60	124	96 (145)	105	
61	130	97 (145)	105	
62	136	98		
63	142	99		
64	148	100		

65	150	101		
66	152	102		
67	153	103		
68	153	104		
69	153	106		
70	153	108		
71	153	110		
72	153	112		
73	153	114		
74	153	116		
75	153	118		
76	153	120		
77	153	125		
78	153	130		
79	153	135		
80	153	140		
81	153	142		
82	153	144		
83	153	145		
84	153	145		
85	153	145		
86	153	145		
87	153	145		
88	153	145		
89	153	145		
90	153	145		
91	153	145		
92	153	145		
93	153	145		
94	153	145		
95	153	145		
96	153	145		
97	153	145		
98	153	145		
99	153	145		
100	153	145		
101	153	145		
102	153	145		
103	153	145		
104	153	145		
105	153	145		
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			

115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			
133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

オ 教育職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級 (3 級から)	特 2 級	3 級
1	9	49 (61)	9	61
2	10	50 (62)	10	62
3	10	51 (63)	11	63
4	11	52 (64)	12	68
5	12	53 (65)	13	73
6	13	54 (66)	14	78
7	14	55 (67)	15	81
8	15	56 (68)	16	81
9	17	57 (69)	17	81
10	18	58 (70)	18	81
11	19	59 (71)	19	81
12	20	60 (72)	20	81
13	21	61 (73)	21	81
14	22	62 (74)	22	81
15	23	63 (75)	23	81

16	24	64 (76)	24	81
17	25	65 (77)	25	81
18	26	66 (78)	26	81
19	27	67 (79)	27	81
20	28	68 (80)	28	81
21	29	69 (81)	29	81
22	30	70 (82)	30	
23	31	71 (83)	31	
24	32	72 (84)	32	
25	33	73 (85)	33	
26	34	74 (86)	34	
27	35	75 (87)	35	
28	36	76 (88)	36	
29	37	77 (89)	37	
30	38	78 (90)	38	
31	39	79 (91)	39	
32	40	80 (92)	40	
33	41	81 (93)	41	
34	42	82 (94)	42	
35	43	83 (95)	43	
36	44	84 (96)	44	
37	46	85 (97)	45	
38	48	86 (98)	46	
39	50	87 (99)	47	
40	52	88 (100)	48	
41	54	89 (101)	49	
42	56	90 (102)	50	
43	58	91 (103)	51	
44	60	92 (104)	52	
45	62	93 (106)	53	
46	64	94 (108)	54	
47	66	95 (110)	55	
48	68	96 (112)	56	
49	70	97 (113)	57	
50	72	98 (114)	58	
51	74	99 (115)	59	
52	76	100 (116)	60	
53	79	101 (117)	61	
54	82	102 (118)	62	
55	85	103 (119)	63	
56	88	104 (120)	64	
57	90	105 (122)	65	
58	92	106 (124)	66	
59	94	107 (126)	67	
60	96	108 (128)	68	
61	100	109 (131)	70	
62	104	110 (152)	72	
63	108	111 (156)	74	
64	112	112 (157)	76	
65	116	114 (157)	77	

66	120	116 (157)	78	
67	124	118 (157)	79	
68	125	120 (157)	83	
69	125	121 (157)	87	
70	125	122 (157)	91	
71	125	123 (157)	95	
72	125	124 (157)	100	
73	125	125 (157)	102	
74	125	126 (157)	104	
75	125	127 (157)	105	
76	125	128 (157)	105	
77	125	130 (157)	105	
78	125	134 (157)	105	
79	125	138 (157)	105	
80	125	142 (157)	105	
81	125	146 (157)	105	
82	125	150		
83	125	153		
84	125	156		
85	125	157		
86	125	157		
87	125	157		
88	125	157		
89	125	157		
90	125	157		
91	125	157		
92	125	157		
93	125	157		
94	125	157		
95	125	157		
96	125	157		
97	125	157		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			

116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			
134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

カ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	41	25	12
2	26	42	26	19
3	27	43	27	26
4	28	44	28	33

5	29	45	29	40
6	30	46	30	49
7	31	47	31	57
8	32	48	32	57
9	33	51	33	57
10	34	54	34	57
11	35	57	35	57
12	36	60	36	57
13	37	62	38	57
14	38	64	40	57
15	39	66	42	
16	40	68	44	
17	42	71	45	
18	44	74	46	
19	46	77	47	
20	48	80	48	
21	49	81	51	
22	50	82	54	
23	51	83	57	
24	52	84	60	
25	54	88	62	
26	56	92	66	
27	58	96	69	
28	60	100	72	
29	63	103	75	
30	66	108	78	
31	69	113	81	
32	72	118	81	
33	74	121	81	
34	76	121	81	
35	78	121	81	
36	80	121	81	
37	82	121	81	
38	84	121	81	
39	86	121	81	
40	88	121	81	
41	90	121	81	
42	92	121	81	
43	94	121	81	
44	96	121	81	
45	97	121	81	
46	98	121	81	
47	99	121	81	
48	100	121	81	
49	101	121	81	
50	102	121	81	
51	103	121	81	
52	104	121	81	
53	107	121	81	
54	110	121	81	

55	113	121	81	
56	116	121	81	
57	118	121	81	
58	120	121		
59	121	121		
60	121	121		
61	121	121		
62	121	121		
63	121	121		
64	121	121		
65	121	121		
66	121	121		
67	121	121		
68	121	121		
69	121	121		
70	121	121		
71	121	121		
72	121	121		
73	121	121		
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121			
83	121			
84	121			
85	121			
86	121			
87	121			
88	121			
89	121			
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			

105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

キ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	33	21	23
2	34	22	26
3	35	23	30
4	36	24	33
5	37	25	73
6	38	26	73
7	39	27	73
8	40	28	73
9	41	29	73
10	42	30	73
11	43	31	
12	44	32	
13	47	33	
14	51	34	
15	55	35	
16	59	36	
17	62	37	
18	64	38	
19	65	39	
20	65	40	
21	65	42	
22	65	44	
23	65	46	
24	65	48	
25	65	50	
26	65	52	
27	65	54	
28	65	56	
29	65	59	

30	65	62	
31	65	65	
32	65	70	
33	65	75	
34	65	80	
35	65	85	
36	65	85	
37	65	85	
38	65	85	
39	65	85	
40	65	85	
41	65	85	
42	65	85	
43	65	85	
44	65	85	
45	65	85	
46	65	85	
47	65	85	
48	65	85	
49	65	85	
50	65	85	
51	65	85	
52	65	85	
53	65	85	
54	65	85	
55	65	85	
56	65	85	
57	65	85	
58	65	85	
59	65	85	
60	65	85	
61	65	85	
62	65	85	
63	65	85	
64	65	85	
65	65	85	
66	65	85	
67	65	85	
68	65	85	
69	65	85	
70	65	85	
71	65	85	
72	65	85	
73	65	85	
74	65		
75	65		
76	65		
77	65		
78	65		
79	65		

80	65		
81	65		
82	65		
83	65		
84	65		
85	65		

ク 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	21	13	21	21	21
2	22	22	14	22	22	22
3	23	23	15	23	23	23
4	24	24	16	24	24	24
5	25	25	17	25	25	26
6	26	26	18	26	26	28
7	27	27	19	27	27	30
8	28	28	20	28	28	32
9	29	29	21	29	29	38
10	30	30	22	30	30	44
11	31	31	23	31	31	50
12	32	32	24	32	32	53
13	33	33	25	33	33	53
14	34	34	26	34	34	53
15	35	35	27	35	35	53
16	36	36	28	36	36	53
17	37	37	29	37	37	53
18	38	38	30	38	38	53
19	39	39	31	39	39	53
20	40	40	32	40	40	53
21	41	41	33	41	43	53
22	42	42	34	42	46	53
23	43	43	35	43	49	53
24	44	44	36	44	52	53
25	46	45	37	46	54	53
26	48	46	38	48	56	53
27	50	47	39	50	58	53
28	52	48	40	52	63	53
29	54	49	41	54	68	53
30	56	50	42	56	73	53
31	58	51	43	58	77	53
32	60	52	44	60	77	53
33	62	53	45	63	77	53
34	64	54	46	66	77	53
35	66	55	47	69	77	53
36	68	56	48	72	77	53
37	70	57	49	76	77	53
38	72	58	50	80	77	
39	74	59	51	85	77	
40	76	60	52	90	77	

41	79	61	53	95	77	
42	82	62	54	100	77	
43	85	63	55	101	77	
44	85	64	56	101	77	
45	85	65	57	101	77	
46	85	66	58	101	77	
47	85	67	59	101	77	
48	85	68	60	101	77	
49	85	70	61	101	77	
50	85	72	62	101	77	
51	85	74	63	101	77	
52	85	76	64	101	77	
53	85	79	65	101	77	
54	85	82	66	101		
55	85	85	67	101		
56	85	90	68	101		
57	85	95	70	101		
58	85	100	72	101		
59	85	105	74	101		
60	85	105	76	101		
61	85	105	78	101		
62	85	105	80	101		
63	85	105	82	101		
64	85	105	84	101		
65	85	105	85	101		
66	85	105	86	101		
67	85	105	87	101		
68	85	105	88	101		
69	85	105	90	101		
70	85	105	109	101		
71	85	105	109	101		
72	85	105	109	101		
73	85	105	109	101		
74	85	105	109	101		
75	85	105	109	101		
76	85	105	109	101		
77	85	105	109	101		
78	85	105	109			
79	85	105	109			
80	85	105	109			
81	85	105	109			
82	85	105	109			
83	85	105	109			
84	85	105	109			
85	85	105	109			
86	85	105	109			
87	85	105	109			
88	85	105	109			
89	85	105	109			
90	85	105	109			

91	85	105	109			
92	85	105	109			
93	85	105	109			
94	85	105	109			
95	85	105	109			
96	85	105	109			
97	85	105	109			
98	85	105	109			
99	85	105	109			
100	85	105	109			
101	85	105	109			
102	85	105				
103	85	105				
104	85	105				
105	85	105				
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				

ケ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	29	13	21	25
2	17	30	14	22	26
3	17	31	15	23	27
4	18	32	16	24	28
5	19	33	17	25	29
6	20	34	18	26	30
7	21	35	19	27	31
8	22	36	20	28	32
9	24	37	21	29	33
10	25	38	22	30	34
11	26	39	23	31	35
12	28	40	24	32	36
13	29	41	25	33	37
14	30	42	26	34	38
15	31	43	27	35	39
16	32	44	28	36	40
17	33	45	29	37	42
18	34	46	30	38	44
19	35	47	31	39	46
20	36	48	32	40	48
21	37	49	33	41	50
22	38	50	34	42	52
23	39	51	35	43	54
24	40	52	36	44	56
25	41	53	37	45	58
26	42	54	38	46	60
27	43	55	39	47	62

28	44	56	40	48	64
29	45	57	41	49	70
30	46	58	42	50	76
31	47	59	43	51	82
32	48	60	44	52	85
33	49	61	45	53	85
34	50	62	46	54	85
35	51	63	47	55	85
36	52	64	48	56	85
37	53	65	49	57	85
38	54	66	50	58	85
39	55	67	51	59	85
40	56	68	52	60	85
41	58	69	53	61	85
42	60	70	54	62	85
43	62	71	55	63	85
44	64	72	56	64	85
45	65	73	57	66	85
46	66	74	58	68	85
47	67	75	59	70	85
48	68	76	60	72	85
49	69	77	61	73	85
50	70	78	62	74	85
51	71	79	63	75	85
52	72	80	64	76	85
53	73	81	65	78	85
54	74	82	66	80	85
55	75	83	67	82	85
56	76	84	68	84	85
57	77	85	69	86	85
58	78	86	70	88	
59	79	87	71	90	
60	80	88	72	94	
61	81	89	73	98	
62	82	90	74	102	
63	83	91	75	106	
64	84	92	76	108	
65	86	93	77	109	
66	88	94	78	109	
67	90	95	79	109	
68	92	96	80	109	
69	93	97	81	109	
70	94	98	82	109	
71	95	99	83	109	
72	96	100	84	109	
73	97	101	85	109	
74	98	102	86	109	
75	99	103	87	109	
76	100	104	88	109	
77	102	107	89	109	

78	104	110	90	109	
79	106	113	91	109	
80	108	116	92	109	
81	113	120	94	109	
82	118	124	96	109	
83	123	128	98	109	
84	128	132	100	109	
85	131	135	101	109	
86	134	140	102		
87	137	145	103		
88	140	150	106		
89	144	153	109		
90	148	153	112		
91	152	153	115		
92	156	153	118		
93	159	153	121		
94	162	153	121		
95	165	153	121		
96	168	153	121		
97	169	153	121		
98	169	153	121		
99	169	153	121		
100	169	153	121		
101	169	153	121		
102	169	153	121		
103	169	153	121		
104	169	153	121		
105	169	153	121		
106	169	153	121		
107	169	153	121		
108	169	153	121		
109	169	153	121		
110	169	153			
111	169	153			
112	169	153			
113	169	153			
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169				
123	169				
124	169				
125	169				
126	169				
127	169				

128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

備考

- これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。
- 「2級（3級から）」欄の（ ）は、3級から2級への降格の場合に適用し、3級から特2級へ降格した職員が2級へ降格する場合の対応号給は、人事委員会が別で定める。

別表第7の3（第35条関係）

昇 給 号 給 数 表

ア 行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの又は第34条第2項の適用を受ける職員にあつては、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

- この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第34条の2各号に掲げる職員以外の職員に適用する。
- この表に定める上段の号給数は条例第7条第5項第1号の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同号の規定の適用を受ける職員に適用する。

イ 行政職給料表8級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び第34条の 2 各号に掲げる職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(切替日において昇格又は降格した職員の号給の特例)
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この条において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第22条又は第23条の 2 の規定を適用する。
(海事職給料表の適用を受ける職員の初任給に関する経過措置)
- 3 切替日以後に新たに職員となり、海事職給料表の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が改正後の別表第 3 の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整)
- 4 切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者で第10条第 3 項の規定により職務の級を決定されたものその他人事委員会の定めるこれに準ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 5 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成29年沖縄県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「6 級以上であるもの又は第34条」を「6 級以上であるもの、第34条又は第34条の 2」に、「別表第 7 の 3」を「別表第 7 の 3 ア」に改める。

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第 4 号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「配偶者、父母等（）」を「父母等（）」に、「配偶者、父母等を」を「父母等を」に改め、「届け出なければならない。」の次に「扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。」を加え、同項第 1 号中「配偶者、」を削り、同項第 2 号中「第12条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」を「第12条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号」に改め、「配偶者、」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 3 条第 2 項第 1 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第 4 条中「配偶者、」を削り、「おいてはその事実が生じた日」の次に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

第 5 条第 3 号から第 6 号までの規定中「配偶者、」を削る。

附則第 2 項を次のように改める。

(令和 7 年改正条例附則第 4 項の規定が適用される間の読替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第 1 条の 2 中「条例第12条第 1 項の」とあるのは「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年沖縄県条例第 7 号）附則第 4 項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第12条第 1 項に規定する行政職給料表

の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして」と、第 2 条第 1 項中「扶養親族たる父母等（同条第 1 項に規定する扶養親族たる父母等をいう。以下同じ。）」とあるのは「扶養親族たる父母等及び配偶者（同条第 1 項に規定する扶養親族たる父母等及び読替え後の条例第 12 条第 2 項第 6 号に規定する配偶者をいう。以下「扶養親族たる父母等及び配偶者」という。）」と、同項第 1 号及び第 2 号中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等及び配偶者」と、第 3 条第 1 項及び第 3 条の 2 中「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、第 4 条及び第 5 条中「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等及び配偶者」とする。

附則第 3 項から第 5 項までを削り、附則に次の 1 項を加える。

（行政職給料表の 8 級以上の職員に相当する職員）

- 3 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年沖縄県条例第 7 号）附則第 4 項の規定により読み替えられた条例第 12 条第 1 項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、第 1 条の 2 及び第 3 条の 2 に規定する職員とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第 5 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和 47 年沖縄県人事委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 15 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 第 17 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の職員たる要件を欠くに至った場合

第 3 条第 2 項中「前項第 2 号」の次に「及び第 3 号」を加える。

第 4 条第 1 項中「提示」の次に「又は第 17 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第 6 条中「高速自動車国道等」を「条例第 16 条第 3 項に規定する高速自動車国道等（以下「高速自動車国道等」という。）」に改める。

第 8 条第 1 項中「次項において」を「次項及び第 10 条第 2 号において」に改める。

第 10 条第 1 号中「（同項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第 2 号に定める額の合計額が 55,000 円を超えときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第 2 号中「1 箇月当たりの運賃等相当額（2 以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が 2 以上ある場合においては）」に改める。

第 12 条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に、「又は通勤時間が 90 分以上であるもの」を「若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの（高速自動車国道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの」に改める。

第 13 条中「において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の 3 号を加える。

(1) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第16条第3項各号列記以外の部分に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ（高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設等をいう。以下同じ。）等（イにおいて「旧最寄りのインターチェンジ等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ等（イにおいて「新最寄りのインターチェンジ等」という。）とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄りのインターチェンジ等と新最寄りのインターチェンジ等との間の高速自動車国道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第14条から第16条までを次のように改める。

（高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第14条 高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる高速自動車国道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第16条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第18条第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「高速自動車国道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「高速自動車国道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「高速自動車国道等」と読み替えるものとする。

（給料表適用の直前の住居に相当する住居）

第15条 条例第16条第4項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第16条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ等（イにおいて「旧最寄りのインターチェンジ等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ等（イにおいて「新最寄りのインターチェンジ等」という。）とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄りのインターチェンジ等と新最寄りのインターチェンジ等との間の高速自動車国道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（権衡職員の範囲）

第16条 条例第16条第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会で定める職員は、次に掲げる職員で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（高速自動車国道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（人事交流等又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項に規定する採用により給料表の適用を受ける職員となつた者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつた者

(2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第17条の前の見出し及び同条を削る。

第18条に見出しとして「（権衡職員の範囲）」を付し、同条中「次に掲げる職員」の次に「（高速自動車国道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第2条第1項の規定による派遣（第20条第1項第3号及び第20条第2項において「職員派遣」という。）から職務に復帰した職員のうち、条例第16条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）

第18条第2号中「（配偶者）」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者）」に、「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第14条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行つているものに限る。）

(4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行つているものに限る。）

第18条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する高速自動車国道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ等（イにおいて「旧最寄りのインターチェンジ等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する高速自動車国道等に係る経路の起点となるインターチェンジ等（イにおいて「新最寄りのインターチェンジ等」という。）とが、高速自動車国道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄りのインターチェンジ等と新最寄りのインターチェンジ等との間の高速自動車国道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第18条を第17条とする。

第18条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第20条」を「、第20条第2項第2号及び第23条」に改め、同条第2項中「離職」の次に「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）を」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 条例第16条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第3

号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第16条第2項第2号に定める額(第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。))及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(高速自動車国道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第20条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。))が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第16条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第18条の2を第18条とする。

第22条を第25条とし、第21条を第24条とし、第20条を第23条とし、第19条の4を第22条とする。

第19条の3第1項中「第16条第7項」を「第16条第8項」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は高速自動車国道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は高速自動車国道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び高速自動車国道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 人事委員会の定める期間

第19条の3第1項第2号中「又は高速自動車国道等」を「若しくは高速自動車国道等又は第8条第1項第3号の人事委員会の定める普通交通機関等」に改め、同条第2項中「掲げる事由」の次に「(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)」を加え、同条を第21条とする。

第19条の2第1項中「第16条第6項」を「第16条第7項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第16条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は高速自動車国道等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び高速自動車国道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び高速自動車国道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び高速自動車国道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0)

イ 前号イに掲げる場合 人事委員会の定める額

第19条の2第3項を削り、同条第4項中「第16条第6項」を「第16条第7項」に、「前2項」を「前項」に改め、「であるときは、」の次に「人事委員会の定めるところにより」を加え、同項を同条第3項とし、同条を第20条とする。

様式第1及び様式第2を次のように改める。

様式第1 (第3条関係)

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者 殿		勤務公署名					
		所 在 地					
職 名		氏 名					
住 所							
通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。							
届出の理由（該当する□にレ印を付する。） ☐ 新 規 （ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 住居の変更 （転居日の通勤 ☐ 有 ☐ 無） ☐ 通勤経路又は方法の変更 ☐ 運賃等の負担額の変更 ☐ その他（ 年 月 日			☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある。 （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）				
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1 ☐		住居から（ 経由） まで	・ km	分		円	
2 ☐		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
3 ☐		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
4 ☐		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
5 ☐		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
		から（ 経由） まで	・ km	分		円	
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等					総 通 勤 距 離		km
					総 所 要 時 間		分
記入上の注意 1 「届出の理由」欄中「通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更（交代制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、バス、モノレール等の別を記入する。 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券（1箇月）、定期券（3箇月）、定期券（6箇月）、回数券等の別を記入する。 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の価額、回数券の価額等乗車券等に応ずる額を記入する。 5 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。 6 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 7 通勤経路の略図（経路朱線）は、この様式の裏面に記入又は添付する。 8 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。							

- 【条例第16条第3項又は第4項の適用を受ける職員（高速自動車国道等利用者）】
- ☐ 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより高速自動車国道等を利用することとなった職員
 - ☐ 2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより高速自動車国道等を利用することとなった職員
 - ☐ 3 配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより高速自動車国道等を利用することとなった職員
 - ☐ 4 介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより高速自動車国道等を利用することとなった職員
 - ☐ 5 上記3又は4たる職員の要件を欠くに至った職員
 - ☐ 6 その他（
年 月 日

※ 現 公 署 へ の 異 動 発 令 年 月 日		年 月 日		※ 異 動 等 前 の 住 居 へ の 入 居 年 月 日		年 月 日	
※ 異動等の直前の住居				※ 現 住 居 へ の 入 居 年 月 日		年 月 日	
高速自動車国道等利用者の高速自動車国道等を利用しない場合の通勤の経路、方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所 要 時 間	備 考		
1		住居から（ 経由） まで	・ km	分			
2		から（ 経由） まで	・ km	分			
3		から（ 経由） まで	・ km	分			
4		から（ 経由） まで	・ km	分			
5		から（ 経由） まで	・ km	分			
		から（ 経由） まで	・ km	分			
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等					総 通 勤 距 離		km
					総 所 要 時 間		分
記入上の注意 1 ※欄は、□1にレ印を付した職員のみ記入すること。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、バス、モノレール等の別を記入する。 3 通勤経路の略図（経路朱線）は、この様式の裏面に記入又は添付する。							

[illegible]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年沖縄県条例第 7 号）第 1 条の規定による改正前の条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第 16 条第 2 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第 10 条第 3 号に掲げる職員に係るものを除き、2 以上の普通交通機関等（改正前の規則第 6 条に規定する普通交通機関等をいう。第 1 号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）、第 16 条第 2 項第 2 号に規定する額（改正前の規則第 10 条第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の条例第 16 条第 3 項第 1 号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第 7 項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2 以上の高速自動車国道等（同条第 3 項に規定する高速自動車国道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第 2 号において「改正前の 1 箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が 150,000 円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第 18 条の 2 第 1 項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
 - (1) 普通交通機関等及び改正前の条例第 16 条第 1 項第 2 号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が 55,000 円を超える場合のものに限る。）
 - (2) 改正前の条例第 16 条第 3 項第 1 号に規定する高速自動車国道等に係る通勤手当
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1 円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を 1 箇月とする通勤手当として支給する。
 - (1) 前項第 1 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の 1 箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額からその額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 を 55,000 円に加算した額を減じて得た額
 - (2) 前項第 2 号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の 1 箇月当たりの特別料金等相当額から当該 1 箇月当たりの特別料金等相当額の 2 分の 1 に相当する額（その額が 20,000 円を超える場合にあっては、20,000 円）を減じて得た額
(権衡職員等に関する経過措置)
- 4 この規則による改正後の規則（次項及び附則第 6 項において「改正後の規則」という。）第 15 条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 5 改正後の規則第 16 条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 6 改正後の規則第 17 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。
(職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
- 7 職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則（令和 5 年沖縄県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
附則第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第 6 号**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条中「各任命権者」を「任命権者」に、同条第1号中「100分の210」を「100分の315」に、「100分の250」を「100分の375」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の150」に、「100分の120」を「100分の180」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表を受ける職員 100分の262.5

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第 7 号**勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則**

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項を第7項とし、第3項を削り、第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 条例第16条第11号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

3 条例第16条第11号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 学校保健安全法（昭和33年法律56号）第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるもので人事委員会が定めるもの

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定による学校の臨時休業その他これに準ずるもので人事委員会が定めるもの

(3) 入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典

4 条例第16条第11号の人事委員会規則で定める子（次項第3号において「障害児」という。）は、養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 特別支援学校に在籍する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(3) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

5 条例第16条第11号の人事委員会規則で定める職員は、次のいずれかに掲げる者とする。

(1) 養育する義務教育終了前の子が3人以上の者

(2) 配偶者のない者又は配偶者が次のいずれかに該当する者であつて、義務教育終了前の子を養育するものの

ア 子と同居しておらず、当該子を養育することができない状況にある者

- イ 負傷、疾病又は障害により、同居する子を養育することが困難である者
(3) 障害児を養育する者

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第 8 号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「合算した額」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の 4 第 3 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第 3 項及び第 4 項中「掲げる職員」の次に「（定年前三任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第 4 条第 2 項中「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」の次に「（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第 3 項中「掲げる職員」の次に「（定年前三任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 条例第18条第 2 項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前 3 年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの
 - (2) 人事交流等による採用又は法第22条の 4 第 1 項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
 - (3) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前 3 年以内に、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第 2 条第 1 項の規定による派遣から引き続き給料表の適用を受ける職員（以下「派遣職員」という。）となり、又は人事交流等による採用若しくは法第22条の 4 第 1 項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
 - (4) 法第22条の 4 第 1 項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第18条第 2 項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前 3 年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの
 - (5) 法第22条の 4 第 1 項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第18条第 1 項又は第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの
- 2 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 派遣職員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第 2 号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日、人事交流等による採用をされた日又は法第22条の 4 第 1 項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第 1 項及び第 2 項（同条

第 3 項及び附則第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第 5 号までにおいて同じ。)並びに附則第 5 項の規定により支給されることとなる期間及び額

- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前 3 年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 5 項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第 3 号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日、人事交流等による採用をされた日又は法第22条の 4 第 1 項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものである場合に前条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 5 項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第 4 号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第 1 項及び第 2 項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第 5 号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第 1 項及び第 2 項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第 6 号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

別表中 「 渡名喜村字渡名喜 那覇警察署渡名喜駐在所 4 」 を

「 渡名喜村字渡名喜 那覇警察署渡名喜駐在所
渡名喜村字渡名喜1917番地の 3 (市町村課渡名喜村派遣) 4 」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(改正後の規則における暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (令和 4 年沖縄県条例第51号。第 4 項において「令和 4 年改正条例」という。) 附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員 (次項から第 5 項までにおいて「暫定再任用職員」という。) は、地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第22条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 (第 4 項及び第 5 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。) とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則 (以下「改正後の規則」という。) 第 3 条第 2 項から第 4 項まで並びに第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項第 2 号中「法第22条の 4 第 1 項」とあるのは「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (令和 4 年沖縄県条例第51号。以下「令和 4 年改正条例」という。) 附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 4 条第 1 項若しくは第 2 項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和 4 年改正条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第 3 号から第 5 号まで並びに同条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「法第22条の 4 第 1 項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第 4 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員 (令和 4 年改正条例附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。)」と、同項第 5 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。
(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 4 改正後の規則第 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第22条の 4 第 1 項又は令和 4 年改正条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定 (次項及び第 6 項において「法第22条の 4 第 1 項等の規定」という。) による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

- 5 改正後の規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和 7 年 4 月 1 日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 6 改正後の規則第 5 条第 1 項第 5 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和 7 年 4 月 1 日以後である場合について適用する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第 9 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和 47 年沖縄県人事委員会規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 条例第 20 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員でそのへき地等学校に該当することとなった日（以下この条において「指定日」という。）前 3 年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの
 - (2) 人事交流等による採用又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、へき地等学校に勤務することとなった職員で、当該学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転したもの
 - (3) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員で指定日前 3 年以内に、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年沖縄県条例第 45 号）第 2 条第 1 項の規定による派遣から引き続き給料表の適用を受ける職員（以下「派遣職員」という。）となり、又は人事交流等による採用若しくは法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用をされ、当該学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転したもの
 - (4) 法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、条例第 20 条第 2 項に規定する新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員で、指定日前 3 年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの
 - (5) 法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの
- 2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 派遣職員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつてへき地等学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員又は前項第 2 号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日、人事交流等による採用をされた日又は法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用をされた日にへき地等学校に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額
 - (2) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員で指定日前 3 年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に勤務する学校が当該異動の前日に

へき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

- (3) 前項第3号に規定する職員 当該職員の指定日に勤務する学校が、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日、人事交流等による採用をされた日又は法第22条の4第1項の規定による採用をされた日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該学校に異動したものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第5号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第6号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（改正後の規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 2 沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号。第4項において「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次項及び第4項において「暫定再任用職員」という。）に対する改正後のへき地手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第2号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項」とあるのは「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年沖縄県条例第51号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項若しくは第4条第1項若しくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項若しくは第4条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第3号から第5号まで並びに同条第2項第1号及び第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。
（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）
- 3 改正後の規則第7条第1項第2号及び第3号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項又は令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項若しくは第4条第1項若しくは第2項の規定（次項及び第5項において「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 4 改正後の規則第7条第1項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 改正後の規則第7条第1項第5号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた条例第20条第1項又は第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第10号

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表宜野湾市の項中

「

中学校	校長 教頭
-----	-------

」を「

中学校	校長 副校長 教頭
-----	-----------

」に改

め、同表うるま市の項中「課長 所長」を「課長」に、

教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		部長 参事 課長 主幹 技幹
	教育機関	教育研究所	所長 主幹
		青少年センター	所長
		給食センター	所長 主幹
		図書館	館長 主幹
		中央公民館	館長 主幹
		小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭
選挙管理委員会事務局		局長	

を

教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		部長 参事 課長 室長 主幹 技幹
	教育機関	教育支援センター	所長 主幹
		給食センター	所長 主幹
		図書館	館長 主幹
		生涯学習文化振興センター	館長 主幹
		小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭
選挙管理委員会事務局		局長 主幹	

に改め、同表恩納村の項中

「参事」を「参事 室長」に改め、同表北谷町の項中

教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		教育部長 課長 主幹 技幹
	教育機関	給食センター	所長
		小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭

を

教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		教育部長 課長 主幹 技幹

	教育機関	博物館	館長	に改め、同表南風原町の項中
		給食センター	所長	
		小学校	校長 教頭	
		中学校	校長 教頭	

農業委員会事務局	局長
選挙管理委員会事務局	局長

を

選挙管理委員会事務局	局長
監査委員事務局	局長
農業委員会事務局	局長

に改め、同表竹富町の項中

「課長 参事」を「課長 室長 参事」に改め、同表中部広域市町村圏事務組合の項中「課長」を「課長主幹」に改め、同表北部広域市町村圏事務組合の項中「局長 課長」を「局長 参事 課長」に改め、同表比謝川行政事務組合の項中

事務局	会計管理者 局長 課長
環境美化センター	所長

を

事務局	会計管理者 局長 課長 所長
-----	-------------------

に改め、同表那覇市・南風原

町環境施設組合の項中「課長」を「課長 副参事」に改め、同表沖縄県介護保険広域連合の項中

事務局	事務局長 次長 課長 会計管理者
調査認定事務所	所長

を

事務局	事務局長 次長 課長 会計管理者
-----	---------------------

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第11号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年沖縄県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（条例第12条に規定する扶養親族で扶養手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号）第2条の規定による届出がされている者に限る。）を「（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第12条に規定する扶養親族をいう。」に改め、「（婚姻の届出をして

いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第 5 条の 2 中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他単身赴任手当規則第 5 条第 1 項で定めるものであつた者から人事交流等若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第 1 項に規定する採用により引き続き」を「新たに」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 7 条第 1 項中「しなければならない。」の次に「前条第 4 項に規定する場合においても、同様とする。」を加える。

第 9 条第 1 項中「欠くに至つた日」の次に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第12号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年沖縄県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 教育職給料表(3)の適用を受ける者（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	2	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	3	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	6	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	7	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	10	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	11	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	14	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	15	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	18	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	19	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	22	2,400	2,800	5,100	5,700	

	23	2,400	2,800	5,100	5,700	
	24	2,400	2,800	5,100	5,700	
	25	2,600	2,900	5,300	5,900	
	26	2,600	2,900	5,300	5,900	
	27	2,600	2,900	5,300	5,900	
	28	2,600	2,900	5,300	5,900	
	29	2,700	3,000	5,400	6,000	
	30	2,700	3,000	5,400	6,000	
	31	2,700	3,000	5,400	6,000	
	32	2,700	3,000	5,400	6,000	
	33	2,800	3,200	5,600	6,100	
	34	2,800	3,200	5,600	6,100	
	35	2,800	3,200	5,600	6,100	
	36	2,800	3,200	5,600	6,100	
	37	2,900	3,300	5,700	6,300	
	38	2,900	3,300	5,700	6,300	
	39	2,900	3,300	5,700	6,300	
	40	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41	3,100	3,500	5,800	6,400	
	42	3,100	3,500	5,800	6,400	
	43	3,100	3,500	5,800	6,400	
	44	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45	3,200	3,700	6,000	6,600	
	46	3,200	3,700	6,000	6,600	
	47	3,200	3,700	6,000	6,600	
	48	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49	3,300	3,800	6,100	6,800	
	50	3,300	3,800	6,100	6,800	
	51	3,300	3,800	6,100	6,800	
	52	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53	3,400	4,100	6,300	6,900	
	54	3,400	4,100	6,300	6,900	
	55	3,400	4,100	6,300	6,900	
	56	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57	3,500	4,300	6,400	7,000	
	58	3,500	4,300	6,400	7,000	
	59	3,500	4,300	6,400	7,000	
	60	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61	3,600	4,500	6,500	7,100	
	62	3,600	4,500	6,500	7,100	
	63	3,600	4,500	6,500	7,100	
	64	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65	3,700	4,800	6,700	7,200	
	66	3,700	4,800	6,700	7,200	
	67	3,700	4,800	6,700	7,200	
	68	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69	3,800	4,900	6,800	7,300	
	70	3,800	4,900	6,800	7,300	
	71	3,800	4,900	6,800	7,300	
	72	3,800	4,900	6,800	7,300	
定年前	73	3,900	5,100	6,900	7,400	
再任用	74	3,900	5,100	6,900	7,400	
短時間	75	3,900	5,100	6,900	7,400	
勤務職	76	3,900	5,100	6,900	7,400	

員以外 の職員	77	4,000	5,300	6,900	7,500		
	78	4,000	5,300	6,900	7,500		
	79	4,000	5,300	6,900	7,500		
	80	4,000	5,300	6,900	7,500		
	81	4,100	5,400	7,000	7,500		
	82	4,100	5,400	7,000			
	83	4,100	5,400	7,000			
	84	4,100	5,400	7,000			
	85	4,100	5,500	7,200			
	86	4,100	5,500	7,200			
	87	4,100	5,500	7,200			
	88	4,100	5,500	7,200			
	89	4,200	5,600	7,200			
	90	4,200	5,600	7,200			
	91	4,200	5,600	7,200			
	92	4,200	5,600	7,200			
	93	4,300	5,800	7,200			
	94	4,300	5,800	7,200			
	95	4,300	5,800	7,200			
	96	4,300	5,800	7,200			
	97	4,400	5,900	7,300			
	98	4,400	5,900	7,300			
	99	4,400	5,900	7,300			
	100	4,400	5,900	7,300			
	101	4,400	6,100	7,300			
	102	4,400	6,100	7,300			
	103	4,400	6,100	7,300			
	104	4,400	6,100	7,300			
	105	4,500	6,200	7,300			
	106	4,500	6,200				
	107	4,500	6,200				
	108	4,500	6,200				
	109	4,500	6,300				
	110	4,500	6,300				
	111	4,500	6,300				
	112	4,500	6,300				
	113	4,600	6,400				
	114	4,600	6,400				
	115	4,600	6,400				
	116	4,600	6,400				
	117	4,700	6,500				
	118	4,700	6,500				
	119	4,700	6,500				
	120	4,700	6,500				
	121	4,700	6,600				
	122	4,700	6,600				
	123	4,700	6,600				
	124	4,700	6,600				
	125	4,800	6,700				
	126		6,700				
	127		6,700				
	128		6,700				
	129		6,800				

	130		6,800			
	131		6,800			
	132		6,800			
	133		6,900			
	134		6,900			
	135		6,900			
	136		6,900			
	137		6,900			
	138		6,900			
	139		6,900			
	140		6,900			
	141		6,900			
	142		6,900			
	143		6,900			
	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
	150		7,100			
	151		7,100			
	152		7,100			
	153		7,100			
	154		7,100			
	155		7,100			
	156		7,100			
	157		7,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける者(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	2	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	3	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	4	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	6	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	7	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	8	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	10	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	11	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	12	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	14	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	15	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700

	16	2, 200	2, 900	4, 700	6, 100	7, 700
	17	2, 300	3, 000	4, 900	6, 300	7, 900
	18	2, 300	3, 000	4, 900	6, 300	7, 900
	19	2, 300	3, 000	4, 900	6, 300	7, 900
	20	2, 300	3, 000	4, 900	6, 300	7, 900
	21	2, 400	3, 200	5, 100	6, 400	8, 000
	22	2, 400	3, 200	5, 100	6, 400	
	23	2, 400	3, 200	5, 100	6, 400	
	24	2, 400	3, 200	5, 100	6, 400	
	25	2, 600	3, 300	5, 300	6, 600	
	26	2, 600	3, 300	5, 300	6, 600	
	27	2, 600	3, 300	5, 300	6, 600	
	28	2, 600	3, 300	5, 300	6, 600	
	29	2, 700	3, 500	5, 400	6, 800	
	30	2, 700	3, 500	5, 400	6, 800	
	31	2, 700	3, 500	5, 400	6, 800	
	32	2, 700	3, 500	5, 400	6, 800	
	33	2, 800	3, 700	5, 600	6, 900	
	34	2, 800	3, 700	5, 600	6, 900	
	35	2, 800	3, 700	5, 600	6, 900	
	36	2, 800	3, 700	5, 600	6, 900	
	37	2, 900	3, 800	5, 700	7, 000	
	38	2, 900	3, 800	5, 700	7, 000	
	39	2, 900	3, 800	5, 700	7, 000	
	40	2, 900	3, 800	5, 700	7, 000	
	41	3, 100	4, 100	5, 800	7, 100	
	42	3, 100	4, 100	5, 800	7, 100	
	43	3, 100	4, 100	5, 800	7, 100	
	44	3, 100	4, 100	5, 800	7, 100	
	45	3, 200	4, 300	6, 000	7, 200	
	46	3, 200	4, 300	6, 000	7, 200	
	47	3, 200	4, 300	6, 000	7, 200	
	48	3, 200	4, 300	6, 000	7, 200	
	49	3, 300	4, 500	6, 100	7, 300	
	50	3, 300	4, 500	6, 100	7, 300	
	51	3, 300	4, 500	6, 100	7, 300	
	52	3, 300	4, 500	6, 100	7, 300	
	53	3, 400	4, 800	6, 300	7, 400	
	54	3, 400	4, 800	6, 300	7, 400	
	55	3, 400	4, 800	6, 300	7, 400	
	56	3, 400	4, 800	6, 300	7, 400	
	57	3, 500	4, 900	6, 400	7, 500	
	58	3, 500	4, 900	6, 400	7, 500	
	59	3, 500	4, 900	6, 400	7, 500	
	60	3, 500	4, 900	6, 400	7, 500	
	61	3, 600	5, 100	6, 500	7, 500	
	62	3, 600	5, 100	6, 500		
	63	3, 600	5, 100	6, 500		
	64	3, 600	5, 100	6, 500		
	65	3, 700	5, 300	6, 700		
	66	3, 700	5, 300	6, 700		
	67	3, 700	5, 300	6, 700		
	68	3, 700	5, 300	6, 700		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	69	3,800	5,400	6,800		
	70	3,800	5,400	6,800		
	71	3,800	5,400	6,800		
	72	3,800	5,400	6,800		
	73	3,900	5,500	6,900		
	74	3,900	5,500	6,900		
	75	3,900	5,500	6,900		
	76	3,900	5,500	6,900		
	77	4,000	5,600	6,900		
	78	4,000	5,600	6,900		
	79	4,000	5,600	6,900		
	80	4,000	5,600	6,900		
	81	4,100	5,800	7,000		
	82	4,100	5,800	7,000		
	83	4,100	5,800	7,000		
	84	4,100	5,800	7,000		
	85	4,100	5,900	7,200		
	86	4,100	5,900	7,200		
	87	4,100	5,900	7,200		
	88	4,100	5,900	7,200		
	89	4,200	6,100	7,200		
	90	4,200	6,100	7,200		
	91	4,200	6,100	7,200		
	92	4,200	6,100	7,200		
	93	4,300	6,200	7,200		
	94	4,300	6,200	7,200		
	95	4,300	6,200	7,200		
	96	4,300	6,200	7,200		
	97	4,400	6,300	7,300		
	98	4,400	6,300	7,300		
	99	4,400	6,300	7,300		
	100	4,400	6,300	7,300		
	101	4,400	6,400	7,300		
	102	4,400	6,400	7,300		
	103	4,400	6,400	7,300		
	104	4,400	6,400	7,300		
	105	4,500	6,500	7,300		
	106	4,500	6,500			
	107	4,500	6,500			
	108	4,500	6,500			
	109	4,500	6,600			
	110	4,500	6,600			
	111	4,500	6,600			
	112	4,500	6,600			
	113	4,600	6,700			
	114	4,600	6,700			
	115	4,600	6,700			
	116	4,600	6,700			
	117	4,700	6,800			
	118	4,700	6,800			
	119	4,700	6,800			
	120	4,700	6,800			
	121	4,700	6,900			
	122	4,700	6,900			

	123	4,700	6,900			
	124	4,700	6,900			
	125	4,800	6,900			
	126	4,800	6,900			
	127	4,800	6,900			
	128	4,800	6,900			
	129	4,900	6,900			
	130	4,900	6,900			
	131	4,900	6,900			
	132	4,900	6,900			
	133	4,900	7,000			
	134	4,900	7,000			
	135	4,900	7,000			
	136	4,900	7,000			
	137	4,900	7,100			
	138	4,900	7,100			
	139	4,900	7,100			
	140	4,900	7,100			
	141	5,000	7,100			
	142	5,000	7,100			
	143	5,000	7,100			
	144	5,000	7,100			
	145	5,100	7,100			
	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第13号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成 2 年沖縄県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び第 3 項」を削り、同条第 1 号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

条例第16条の 2 第 3 項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第 2 条に規定するやむを得ない

事情とする。

第 5 条第 2 項を削り、同条第 3 項第 1 号中「次に掲げる事由の発生」を「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第 2 条第 1 項の規定による派遣から職務に復帰したこと」に改め、同号ア及びイを削り、同項第 7 号中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は第 1 項に掲げる公社等を使用される者であった者から人事交流等又は公益的法人等派遣法第10条第 1 項に規定する採用により引き続き給料表の適用を受ける職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員」に改め、「これに伴い」と、」の次に「「第 2 条」とあるのを「前項」と、」を加え、同項を同条第 2 項とする。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 8 条第 1 項中「ならない。」の次に「前条第 4 項に規定する場合においても、同様とする。」を加える。

第 9 条第 1 項中「要件を欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 5 条第 2 項第 7 号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則（令和 5 年沖縄県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第13条を次のように改める。

第13条 削除

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第14号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 3 年沖縄県人事委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 1 号」を削り、「勤務は、」の次に「同条第 1 項の」を加え、同条第 2 項を削る。

第 3 条を次のように改める。

- 第 3 条** 条例第26条の 2 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号。以下「管理職手当規則」という。）別表に掲げる職を占める職員（以下「管理職職員」という。）（次号に掲げる職員を除く。）

次に掲げる当該職員の占める職に係る当該規則別表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1 種 12,000円
イ 2 種 10,000円
ウ 3 種 8,000円
エ 4 種 6,000円
オ 5 種 4,000円

- (2) 条例第 7 条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）である管理職職員 次に掲げる当該管理職職員の占める職に係る管理職手当規則別表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1 種 11,000円
- イ 2 種 9,000円
- ウ 3 種 7,000円
- エ 4 種 5,000円
- オ 5 種 3,000円

(3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項（沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第18条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第3号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 12,000円
- イ 5号給 10,000円
- ウ 2号給から4号給まで 8,000円
- エ 1号給 6,000円

(4) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項（育児休業条例第17条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第4号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 12,000円
- イ 4号給及び5号給 10,000円
- ウ 2号給及び3号給 8,000円
- エ 1号給 6,000円

2 条例第26条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職職員（次号に掲げる職員を除く。） 次に掲げる当該管理職職員の占める職に係る管理職手当規則別表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1 種 6,000円
- イ 2 種 5,000円
- ウ 3 種 4,000円
- エ 4 種 3,000円
- オ 5 種 2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職職員 次に掲げる当該管理職職員の占める職に係る管理職手当規則別表に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1 種 5,500円
- イ 2 種 4,500円
- ウ 3 種 3,500円
- エ 4 種 2,500円
- オ 5 種 1,500円

(3) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円
- イ 5号給 5,000円
- ウ 2号給から4号給まで 4,000円
- エ 1号給 3,000円

(4) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 6,000円
イ 4号給及び5号給 5,000円
ウ 2号給及び3号給 4,000円
エ 1号給 3,000円

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次に掲げる場合には、条例第26条の2第2項規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第26条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
(2) 条例第26条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附則第2項中「第2条第2項及び第3条第1項」を「第3条」に、「第2条第2項第1号及び第3条第1項第1号」を「同条第1項第1号及び同条第2項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則（令和5年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第14条中「第2条第2項及び第3条第1項」を「第3条」に改める。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第15号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年沖縄県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とし、第5条から第9条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第16号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

支給地域	級地
東京都特別区	1級地
大阪府大阪市及び人事院規則九一四九（地域手当）別表第1の級地の欄に掲げる級地（以下「人事院規則の級地」と	2級地

いう。)が2級地である地域(同市を除く。)のうち人事委員会が定めるもの	
愛知県名古屋市のうち人事院規則の級地が3級地である地域(同市を除く。)のうち人事委員会が定めるもの	3 級地
人事院規則の級地が4級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	4 級地
人事院規則の級地が5級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	5 級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(令和10年3月31日までの間における地域手当)
- 2 令和10年3月31日までの間における条例第13条第1項の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の第2条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 3 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年沖縄県条例第7号。次項において「令和7年改正条例」という。)附則第6項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
 - (1) 20パーセント級地 100分の20
 - (2) 16パーセント級地 100分の16
 - (3) 15パーセント級地 100分の15
 - (4) 14パーセント級地 100分の14
 - (5) 13パーセント級地 100分の13
 - (6) 12パーセント級地 100分の12
 - (7) 11パーセント級地 100分の11
 - (8) 10パーセント級地 100分の10
 - (9) 9パーセント級地 100分の9
 - (10) 8パーセント級地 100分の8
 - (11) 7パーセント級地 100分の7
 - (12) 6パーセント級地 100分の6
 - (13) 5パーセント級地 100分の5
 - (14) 4パーセント級地 100分の4
 - (15) 3パーセント級地 100分の3
 - (16) 2パーセント級地 100分の2
 - (17) 1パーセント級地 100分の1
- 4 令和7年改正条例附則第6項後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。
- 5 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表(附則第2項、附則第4項関係)

支給地域	級地
東京都特別区	20パーセント級地
大阪府大阪市及び人事院規則九一四九(地域手当)附則別表第1の級地の欄に掲げる級地(以下「人事院規則附則別表の級地」という。)が16パーセント級地である地域(同市を除く。)のうち人事委員会が定めるもの	16パーセント級地

人事院規則附則別表の級地が15パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	15パーセント級地
愛知県名古屋市及び人事院規則附則別表の級地が14パーセント級地である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	14パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が13パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	13パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が12パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	12パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が11パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	11パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が10パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	10パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が9パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	9パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が8パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	8パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が7パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	7パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が6パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	6パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が5パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	5パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が4パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	4パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が3パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	3パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が2パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	2パーセント級地
人事院規則附則別表の級地が1パーセント級地である地域のうち人事委員会が定めるもの	1パーセント級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和 7 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第17号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年沖縄県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第25条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 会計年度任用職員が、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和 2 年沖縄県人

事委員会規則第 2 号。以下「勤務時間規則」という。) 第 2 条で定める勤務時間中に勤務しなかったことにより、報酬を支給されなかった全期間(勤務時間規則第 8 条に規定する無給休暇の期間を除く。) 第25条の次に次の 1 条を加える。

第25条の 2 第11条第 4 項の規定は、前条に規定する会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第 2 項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

第27条中「100分の210」を「100分の315」に、「各任命権者」を「任命権者」に改める。

別表第 2 中「勤務時間」を「勤務期間」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第16号

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

選挙運動及び政治活動事務取扱規程の一部を改正する告示

選挙運動及び政治活動事務取扱規程(昭和63年沖縄県選挙管理委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

第16号様式(注)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地